

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成29年7月21日(金) 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学大学院法務研究科委員長) 委員 根本清(元会社員) 委員 山内久光(弁護士)
対象期間	平成28年10月1日～平成29年3月31日
契約の現状等の説明	平成28年度下半期における契約状況について
個別審議案件 (5件)	<p>契約件名：司法情報通信システムに係るWAN回線の調査等 契約金額：7,554,600円 契約締結日：平成28年10月28日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：身上報告書用ツールの改修 契約金額：2,363,040円 契約締結日：平成28年12月13日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：官用自動車の交換購入 契約金額：21,783,110円ほか 契約締結日：平成29年1月23日 契約方式：一般競争入札(総合評価落札方式) 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：標的型メール攻撃に対する教育訓練業務 契約金額：2,343,600円 契約締結日：平成28年12月12日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：平成29年度裁判所職員採用試験問題作成業務 契約金額：2,133,000円 契約締結日：平成28年11月28日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p>
その他の審議案件	今後の個別審議案件の抽出方法について
次回抽出委員の指定	根本委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定

事務局からの説明	平成29年4月5日付け経管第151号「物品の製造等に係る契約の一般競争参加資格の制限及び指名停止に関する措置の取扱いについて」における苦情申立手続について
委員からの意見・質問，それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答 等
<p>個別審議案件</p> <p>(1) <u>司法情報通信システムに係るWAN回線の調査等</u></p> <p>(問) 本件業務の目的は、将来のWAN回線の改修のための調査分析ということか。</p> <p>(問) 本件業務を受注すると、将来予定されているWAN回線の改修の入札に参加できなくなるということはあるのか。</p> <p>(問) 本件の落札率が低い原因について、どのように分析しているか。</p> <p>(2) <u>身上報告書用ツールの改修</u></p> <p>(問) ツールに取り込まれるデータの数はどの程度か。</p> <p>(問) 入札額が低いことについて、落札者に対して聞き取り調査等は行ったのか。</p> <p>(3) <u>官用自動車の交換購入</u></p> <p>(問) 調達を車種ごとに分けた理由を説明してほしい。</p>	<p>(答) そのとおりである。</p> <p>(答) そのような制限はない。</p> <p>(答) 落札者内部の特殊要因が働いたと考えている。</p> <p>(答) 全国で約2万件程度である。</p> <p>(答) 調査は行っていない。担当者同士のやり取りでも、入札額が低い事情は分からなかった。</p> <p>(答) 環境性能点がそれぞれの車種で異なっている。裁判所としては環境への配慮を第一に考えているので、一括して入札した場合、例えば、一つの車種についてのみ環境性能が高い車を購入できたとしても、その他は環境性能の高くない車を購入せざるを得ない可能性もあることから、それぞれのクラスにおいて環境性能の</p>

<p>(4) 標的型メール攻撃に対する教育訓練業務</p> <p>(意見) 情報セキュリティの確保のような重要性の高い業務については、競争入札を維持するために安易に仕様のハードルを下げるべきではないと考える。</p> <p>(問) 本件の仕様のようにウェブサーバーを発注者の側に設置するのは一般的ではないのか。また、それは技術的に難しいものなのか。</p> <p>(5) 平成29年度裁判所職員採用試験問題作成業務</p> <p>(意見) 本件についても、業務内容自体が極めて特殊であるため、競争入札による調達を行うことに疑問を感じる。競争入札を行うとしても、試験は公正さが何よりも重要であるため、仕様書の要件を緩和すべきではないと考える。</p>	<p>高い車を調達するために、車種ごとに分割して調達を行った。</p> <p>(答) 一般的には受注者の側に設置することが多いと聞いている。発注者の側に置くのは、技術的に難しいものではないが、受注者にとって手間がかかるようである。</p>
--	---